

USPTO と CNIPA の分岐する AI 戦略と、それがグローバルイノベーションに与える影響の航海図

Gemini Deep Research

エグゼクティブサマリー

世界の知的財産 (IP) システムは、生成 AI (人工知能) の導入を巡り、重大な分岐点に立っている。特に、米国特許商標庁 (USPTO) と中国国家知識産権局 (CNIPA) という二大特許庁が採用する戦略は、その目的、リスク許容度、開発モデルにおいて根本的に異なり、世界のイノベーションエコシステム全体に広範な影響を及ぼす「グレート AI ディバイド」を生み出している。本レポートは、両庁の AI 戦略を徹底的に分析し、その背景にある政策的動機、内在するリスク、そして IP ステークホルダーが取るべき戦略的対応を明らかにすることを目的とする。

USPTO の AI 戦略は、2025 年初頭の政権交代に伴い、劇的な方針転換を遂げた。当初の「安全、安心、信頼できる AI」を重視する慎重なアプローチは撤回され、「米国の世界的 AI 支配力」の確立を最優先する、より攻撃的で高リスクな戦略へと舵が切られた¹。この転換を象徴するのが、2025 年 6 月に公表された情報提供依頼書 (RFI) である。これは、先行技術調査からオフィスアクションの草案作成まで、審査プロセス全体をエンドツーエンドで自動化するシステムの導入を目指す野心的な計画であり、その実現のために「非金銭的対価」という前例のない官民連携モデルを提案している¹。この大胆な賭けは、成功すれば審査効率を飛躍的に向上させる可能性がある一方で、AI の「ハルシネーション」(もっともらしい虚偽情報の生成) や機密データのセキュリティ、特許の質の低下といった深刻なリスクを内包している。

対照的に、CNIPA の AI 戦略は、世界最大数の特許出願を処理するという、システム的な運用効率の維持・向上という現実的な要請に根差している²。CNIPA は、内製または国内連携を中心とした開発モデルを通じて、「知的審査システム」を着実に導入・高度化しており、出願の自動分類、セマンティック検索、形式的不備の検出などの機能を実現している³。さらに、CNIPA は 2024 年末に「AI 関連発明の特許出願に関するガイドライン」を公表するなど、AI がもたらす法的な不確実性に積極的に対処し、予見可能性の高い審査環境を構築しようとする

る、計画的かつ統制的なアプローチを採っている⁵。

この戦略的分岐は、単なる技術導入手法の違いに留まらない。それは、イノベーションを促進するという特許制度の根源的な役割に対する、異なる哲学の現れである。USPTO の動きは、他国の特許庁に対し、AI 導入のペースを加速させる圧力を生み出し、世界の特許実務における「品質」と「効率」のトレードオフを巡る議論を先鋭化させている。IP ステークホルダーは、この変化の時代において、AI による審査を前提とした出願戦略の再構築、AI ツールを活用した先行技術調査の徹底、そして AI が生成した拒絶理由に対する新たな応答戦略の構築という、喫緊の課題に直面している。本レポートは、この不確実な未来を航海するための羅針盤となるべく、詳細な分析と具体的な提言を提供する。

I. アメリカの賭け：AI 主導審査への USPTO のハイステークスな転換

米国特許商標庁（USPTO）による AI 導入の動きは、単なる技術的な近代化ではない。それは、国家レベルの政策転換によって引き起こされた、特許制度の根幹を揺るがすラディカルな実験である。最近の急激な方針転換は、USPTO がこの分野でいかに大胆かつ高リスクな道を歩み始めたかを示しており、その動向は世界の知的財産エコシステム全体に波紋を広げている。

A. 慎重論から支配論へ：新たな AI 戦略を動かす政治的要因

2025 年初頭、USPTO の AI 戦略は劇的な転換を遂げた。同年 1 月、USPTO はバイデン政権下の大統領令「安全、安心、信頼できる AI」に沿った、リスク管理と公衆の信頼を優先する包括的な「AI 戦略」を発表した⁶。しかし、政権交代後、この戦略はトランプ新政権が発令した大統領令 14179「米国の AI におけるリーダーシップへの障壁撤廃」を背景に、わずか数週間で撤回された¹。

この新しい大統領令は、米国の AI 政策の目標を根本的に再定義した。それは、リスクの慎重な管理から、「疑う余地のない、挑戦されることのない世界的な技術的優位性」を達成し、維持することへと焦点を移したのである⁷。この転換は、単なる言葉遣いの違いではない。それは、USPTO のような政府機関が AI 技術を導入する際の基本的な価値観を変えるものであった。以前の枠組みでは、法的な誤りやセキュリティ侵害といった下方リスクの最小化が優先さ

れた。しかし、「支配力」を最優先する新たな枠組みでは、他国の特許庁を効率性で凌駕するといった上方ポテンシャルを最大化することが正当化される。この政策転換は、USPTO がより攻撃的な連邦政府の AI 導入政策の実験場となることを意味し、その後の大胆な RFI（情報提供依頼書）の公表へと直接つながっていく。この一連の動きは、USPTO の技術戦略が、安定したロードマップではなく、政権の地政学的な野心を反映する流動的なものであることを示している。これは単なる国内の行政改革ではなく、主に中国を念頭に置いた技術覇権競争の一環として、特許行政が位置づけられたことを意味する。

B. 2025 年 RFI：エンドツーエンド自動審査の青写真

2025 年 6 月 4 日に公表された「USPTO 向け自動化ソリューション（人工知能を含む）」に関する RFI は、この新しい戦略的指令の具体的な実行計画を示している⁸。この RFI が求める機能は、既存の AI ツールとは一線を画す、極めて野心的なものである。それは、単なる先行技術調査の補助に留まらない。具体的には、出願された請求項と先行技術の比較分析、クレームチャートの生成、そして最も重要な点として、

オフィスアクションの草案を自動的に作成することまでを要求している¹⁰。

これは、AI を審査官の「補助者」から実質的な「共同作業員」へと引き上げるパラダイムシフトを意味する。この構想が実現すれば、審査官の役割は、AI が生成した草案をレビューし、最終的な法的判断を下す監督者へと変化し、特許審査実務のあり方を根本から変える可能性がある。

C. 「非金銭的」な論争：前例のないパートナーシップモデルの分析

RFI が提示した野心的な目標以上に業界に衝撃を与えたのは、その前例のない調達モデルであった。RFI は、協力するベンダーに対し、「低コストもしくは無償、または非金銭的な対価との引き換え」での協力を求めている¹⁰。USPTO が提示する「対価」とは、自社の能力を「世界の舞台上で展示・マーケティングする機会」、すなわち「露出（exposure）」である¹。

このアプローチは、深刻な経済的・実践的課題を提起する。まず、質の高い AI 企業の参加を妨げる「レモン市場」を生み出す危険性がある。市場で成功しているトップクラスの AI 企業にとって、多大なコストをかけて開発した自社のコア技術と、その成果物である知的財産権のすべてを USPTO に譲渡し、見返りとして「露出」を得るという取引は、経済的に極めて非合理的

である¹。

さらに、このモデルは、政府による技術調達のあるり方に関する危険な前例を作りかねない。もしこの「非金銭的対価」モデルが成功すれば、政府機関がその地位を利用して、機密性の高い公的データ（この場合は未公開の特許出願情報）へのアクセスを事実上の対価として、民間企業から最先端技術を調達するという新たな手法が確立される可能性がある。これは、従来の透明性の高い調達プロセスを迂回し、公的データの価値を巡る倫理的・安全保障上の深刻な問題を引き起こす恐れがある。

D. 内在するリスク：ハルシネーション、データセキュリティ、そしてブラックボックスのジレンマ

このような野心的なシステムを導入するには、深刻な技術的・法的リスクが伴う。

- **ハルシネーション（幻覚）**：生成 AI が、存在しない先行技術文献や、事実と異なる法的根拠をもっともらしく生成してしまうリスクは、特許制度の信頼性を根底から揺るがす¹。審査官が AI の生成した虚偽の情報を検証せずにオフィスアクションを発行すれば、その行政処分は法的に無効であり、出願人に回復不能な損害を与える可能性がある。
- **データセキュリティ**：企業の「宝（crown jewels）」とも言える未公開の特許出願情報を、外部の第三者ベンダーが開発・運用する AI システムで処理することは、米国特許法第 122 条が定める守秘義務に抵触する重大なセキュリティリスクをもたらす¹⁰。一部では、「非金銭的対価」という曖昧な表現が、ベンダーがこの非常に価値の高い機密データを使って自社の AI モデルを訓練することを許可する見返りではないかとの懸念も表明されており、これが事実であれば、USPTO に対する信頼は完全に失墜するだろう¹⁰。
- **ブラックボックス問題**：高度な AI モデルの判断プロセスは不透明であり、なぜ特定の結論に至ったのかを人間が完全に理解することは困難である¹。これは、理由付けされた検証可能な判断を要求する行政法の基本原則と真っ向から対立する。出願人は、AI の判断根拠が不明なままでは、拒絶理由に対して効果的に反論する権利を奪われることになる。

II. 中国のエンジン：AI を活用した規模と効率化のための CNIPA 戦略

USPTO が地政学的な動機から高リスクな戦略転換を図る一方で、中国国家知識産権局（CNIPA）の AI 活用は、より長期的かつ内的な要請に基づいている。それは、世界最大数の特

許出願を効率的に処理するという、他に類を見ない「規模の課題」への対応であり、同時に、AI 分野における国家的な技術主権を確立するという、より広範な産業政策の一環でもある。

A. 規模という至上命令：世界最大の出願件数への対応策としての AI

CNIPA の AI 戦略を理解する上で最も重要な要因は、その圧倒的な業務量である。CNIPA は、世界の他のどの特許庁よりも多くの特許出願を処理しており、この膨大な流入を管理することが、組織の最優先課題となっている³。したがって、CNIPA にとって AI の導入は、選択肢ではなく、システムの機能性を維持するための必須要件である。その主たる目標は、審査の効率化と迅速化に集約される。CNIPA は、AI 支援システムの導入により、発明特許の平均審査期間を 15.5 ヶ月に短縮したと発表しており、これは同様の審査制度を持つ国の中では最速レベルである²。この事実は、CNIPA の AI 戦略が、外部との競争よりも、まず内部の運用効率の最適化に主眼を置いていることを示している。

B. 「知的審査システム」の内部構造：現在のツールと機能

CNIPA は、この効率化目標を達成するため、「知的審査・検索システム」と呼ばれる包括的な AI プラットフォームを構築・運用している²。このシステムは、審査プロセスの様々な段階を支援する複数のモジュールで構成されている。

- **自動分類**：新規出願が提出されると、AI がその技術内容を解析し、適切な技術分野および審査部門に自動的に割り振る⁴。これにより、審査官への案件配分が迅速化・最適化される。
- **セマンティック検索と機械翻訳**：システムは、自然言語処理技術を用いて出願書類の意味内容を理解し、関連性の高い先行技術を検索する。特に、グローバルな特許文献を扱う上で不可欠な、高度な機械翻訳機能も統合されている²。
- **画像認識**：意匠特許の審査においては、AI を活用した画像検索ツールが導入されており、類似する先行意匠の発見を支援している³。
- **形式審査と予備的オフィスアクション**：システムは、出願書類の形式的な不備を自動的に検出し、場合によっては形式的な問題に関するオフィスアクションを自動生成する能力も有している。ただし、これらの自動生成された結果は、必ず人間の審査官による検証を経て最終化される⁴。

C. 大規模モデルの役割：CNIPA の野心と開発アプローチ

CNIPA は、既存のシステムの高度化に加え、「大規模 AI モデルの応用を探求する」と公式に表明しており、次世代 AI 技術の導入にも意欲的である¹³。これには、発明の概念をより深く理解し、検索精度をさらに向上させるための多モーダル大規模モデルの活用も含まれている¹¹。しかし、その開発アプローチは、USPTO の RFI が示すような外部への大胆な依存とは全く異なる。CNIPA のモデルは、内製開発、または Patsnap（智慧芽）のような国内の有力テクノロジー企業との連携が中心となっている¹⁵。このアプローチは、単に管理上の問題を解決するだけでなく、AI という戦略的に重要な技術分野において、国家としての技術力と専門知識を蓄積し、主導権を確保するという、より広範な産業政策と密接に連携している。AI 審査システムそのものが、中国の AI 産業を育成するための触媒として機能しているのである。

D. ガードレールの構築：中国の AI 関連発明ガイドラインの分析

CNIPA の AI 戦略のもう一つの顕著な特徴は、技術導入と並行して、法的な枠組みを整備する積極的な姿勢である。2024 年 12 月 31 日、CNIPA は「AI 関連発明の特許出願に関するガイドライン」を公表した⁵。これは、AI がもたらす新たな法的課題に対して、予見可能性と安定性を提供しようとする、proactive（事前対応的）なガバナンスの一例である。

このガイドラインは、以下の重要な点を明確にしている。

- **発明者適格性**：発明者は自然人でなければならない、AI を単独の発明者として記載することはできないと断定している⁵。
- **特許適格性**：抽象的なアルゴリズムや数学的モデル自体は特許の対象とならないが、それらが特定の技術的課題を解決し、技術的な効果をもたらす「技術的解決策」の一部である場合には、特許適格性が認められることを確認した⁵。
- **開示要件**：AI の「ブラックボックス」問題に対応するため、当業者が発明を実施できるよう、AI モデルの構造、学習プロセス、データセットの特性など、発明の核心をなす技術内容を明確かつ完全に開示することを要求している⁵。
- **倫理的配慮**：AI 関連発明は、特にデータの取得と利用において、法規制、社会倫理、公共の利益を遵守しなければならないと強調している⁵。

このような包括的なガイドラインを早期に策定したことは、CNIPA が技術の暴走を許さず、管理されたエコシステムの中で AI イノベーションを促進しようとする強い意志の表れである。

E. データ主権とセキュリティ：AI 時代の IP 保護

CNIPA の AI 戦略は、中国の国家的なデータセキュリティ政策と軌を一にしている。公式な計画文書では、「自主的で制御可能なデータベース」の構築と、データセキュリティおよびプライバシー保護の強化が一貫して強調されている¹⁴。これは、機密性の高い特許情報を外部の、特に外国の事業者に委ねることを極力避け、国家の管理下で重要データを保護しようとする姿勢を反映している。南京市の知的財産保護センターが、予備審査に提出される書類の作成に生成 AI の使用を禁止した事例は、AI が生成するコンテンツの信頼性、追跡可能性、そして管理可能性に対する深い懸念を示しており、国家による厳格な統制への志向を裏付けている²³。

III. 二つの戦略の物語：米国と中国のアプローチの比較分析

USPTO と CNIPA が選択した道は、単なる技術導入のペースや手法の違いではない。それは、AI という変革的技術に直面した際の、国家としての哲学、リスク許容度、そして地政学的な野心の違いを映し出す鏡である。USPTO の最近の転換は、この分岐を決定的なものにした。

A. 目標と哲学：「グローバルな支配」対「システムの効率」

両庁の AI 戦略を動かす根本的な動機は対照的である。USPTO の新たな目標は、大統領令によって明示された通り、地政学的かつ競争的である。それは「AI における米国のリーダーシップ」を確立し、「グローバルな支配力」を維持することにある¹。この文脈では、特許審査の効率化は、他国、特に中国に対する技術的優位性を確保するための手段となる。一方、CNIPA の目標は、本質的に実用的かつシステムの効率化である。世界最大の特許出願件数を滞りなく処理し、国内のイノベーションサイクルを加速させるための「システムの効率化」が最優先課題である²。中国にとって AI におけるリーダーシップは国家目標であるが、特許庁における AI 導入の直接的な動機は、運用上の必要性に根差している。

B. リスクとリターン：対照的なリスク選好と開発モデル

この目標の違いは、リスクに対する姿勢と開発モデルに直接反映されている。

- **USPTO** : ハイリスク・ハイリターン。法的妥当性（ハルシネーション）、データセキュリティ（機密保持）、そして調達（レモン市場）といった重大なリスクを許容してでも、一気に技術的な優位性を確立しようとする「リープフロッグ（蛙跳び）」戦略を採用している。その開発モデルは、前例のないパートナーシップ条件を提示した、外部委託型である¹。
- **CNIPA** : リスク回避・管理型開発。データ主権、法的安定性（ガイドラインによる）、そして技術的自律性を最優先する。開発モデルは、国家の厳格な管理下に置かれた内製または国内連携であり、重要なインフラとデータを外部の、特に外国の影響から保護する²¹。

C. 政策が実務に与える影響：政治的指令が技術的実装をどう形成するか

両国の事例は、トップダウンの政治的指令が、技術的な実装にいかに関与するかに直接的な影響を与えるかを示している。USPTO では、政権交代が長期的な技術戦略を一夜にして覆し、予測不可能性と不安定性をもたらした。これは、政治の季節に技術ロードマップが左右される脆弱性を示している。対照的に、CNIPA の戦略は、中国共産党の長期的な国家産業政策との一貫性を保っており、より安定的で予測可能な（ただし柔軟性には欠ける）開発軌道を描いている。

D. 迫り来る影響：USPTO の RFI が CNIPA とグローバルシステムに与える圧力

CNIPA の戦略は主に国内の事情によって推進されてきたが、USPTO の攻撃的な転換は、新たな外部圧力を生み出している。

- **競争のダイナミクス** : USPTO が AI 導入を「支配力」を巡る競争として明確に位置づけたことで、CNIPA を含む他の特許庁も、この競争で遅れを取っていると見なされることを避けようとするだろう。これは、CNIPA が当初の計画よりも早く、より高度な生成 AI 機能（例えば、実体的なオフィスアクションの草案作成など）の導入を加速させるインセンティブとなり得る。
- **（物議を醸す）ベンチマークの設定** : 万が一、USPTO の RFI が機能的なエンドツーエンドシステムを（たとえ多くの問題を抱えながらも）生み出すことに成功した場合、それは審査のスピードと自動化に関する新たなグローバルスタンダードとなる。そうなれば、他

の特許庁は、特許の質に対するリスクを懸念しつつも、同様の能力を持つことを求める出願人からの圧力に直面することになる。

- **代替案の正当化**：逆に、USPTO の高リスク戦略が、深刻な法的紛争、セキュリティ侵害、あるいは特許の質の著しい低下といった形で失敗に終わった場合、それは CNIPA や後述する欧州特許庁（EPO）、日本国特許庁（JPO）が採用する、より慎重で品質を重視したアプローチの正しさを証明することになる。これにより、世界の特許制度において、効率一辺倒ではない、より堅牢な AI 導入モデルの価値が高まる可能性がある。

この戦略的分岐は、世界の特許制度における「品質」と「効率」のトレードオフを巡る根源的な問いを投げかけている。USPTO は、AI によって両者を同時に飛躍させられると賭けている。一方、CNIPA は、管理された自動化によって、増大する「量」をこなしつつ、品質のベースラインを維持しようとしている。この選択の違いは、将来、各庁が付与する特許の信頼性や法的安定性に差異をもたらす可能性がある。訴訟において、審査プロセスにおける AI の関与の度合いや信頼性が争点となる時代が来るかもしれない。このことは、単なる行政効率の問題ではなく、グローバルな知的財産権の価値そのものを左右する、地殻変動の始まりを示唆している。

IV. グローバルな文脈：欧州と日本における対照的なアプローチ

USPTO と CNIPA の戦略がいかに特異であるかを理解するためには、世界の主要な知的財産庁（IP5）の他メンバー、すなわち欧州特許庁（EPO）と日本国特許庁（JPO）のアプローチと比較することが不可欠である。これらの庁は、品質、計画性、そして人間中心という、異なる価値観に基づいて AI 導入を進めており、USPTO の急進的なアプローチとは一線を画している。

A. 欧州モデル：EPO の品質、一貫性、そして内製ツールへの集中

欧州特許庁（EPO）の AI 戦略は、「品質の維持・向上」という揺るぎない哲学に貫かれている²⁴。これは、EPO の長期的な「戦略計画 2028」や「品質行動計画 2025」にも明記されている中核的な価値観である²⁷。EPO の開発モデルは、伝統的に内製中心であり、審査官の専門的判断を支援するための高度なツール開発に注力してきた。その代表例が、長年にわたり運用されている特許検索ツール「ANSERA」である²⁸。

最近では、生成 AI の活用にも着手しているが、そのアプローチは極めて慎重である。新たに導入された「Legal Interactive Platform (LIP)」は、生成 AI を活用した対話型の法律調査ツールであり、審査官や一般ユーザーが欧州特許条約 (EPC) や判例といった膨大な法的文書について自然言語で質問できる³⁰。重要なのは、LIP が審査の中核的な判断 (例えば、新規性や進歩性の評価) を行うのではなく、あくまで周辺的な法務調査を支援するツールとして位置づけられている点である。これは、AI を人間の専門家を強化するための手段と捉え、最終的な判断は人間に委ねるという、EPO の品質重視の姿勢を明確に示している。

B. 日本方式 : JPO の計画的、長期的、そして人間中心の統合

日本国特許庁 (JPO) の AI 活用は、綿密な長期計画に基づいた、体系的かつ計画的なアプローチを特徴としている¹。複数年にわたる「アクション・プラン」に基づき、概念実証 (PoC) による技術検証、アジャイル開発による段階的なツール導入、そして本格展開という着実なプロセスを踏んでいる¹。

JPO の戦略で特に注目すべきは、技術導入と並行して、人間の専門知識の向上に重点を置いている点である。その象徴が、「AI アドバイザー」制度の導入である³³。これは、トップクラスの AI 研究者を外部専門家として招聘し、審査官の研修や技術的な質問への対応を支援するものであり、審査官が最新の技術動向を正確に理解し、質の高い審査判断を下せるようにすることを目的としている。AI を導入する一方で、それを使いこなす人間の能力向上に投資するという、人間中心の思想が根底にある。開発モデルは EPO や CNIPA と同様に内製が中心であり、分類付与や検索支援といった特定のタスクの効率化に焦点を当てている¹。

C. 相違点の明確化 : IP5 の AI 導入戦略の概観

USPTO、CNIPA、EPO、JPO のアプローチを比較すると、AI 導入に対する根本的な哲学の違いが浮き彫りになる。USPTO の RFI が示す戦略は、そのリスクの高さと外部への依存度において、他の主要特許庁とは全く異質である。

以下の比較表は、各庁の戦略的特徴をまとめたものである。

表 1 : IP5 各庁における AI 導入の比較概要

特許庁	主要な戦略目標	開発モデル	リスク許容度	主要な公開イニシアチブ
USPTO	グローバルな AI 支配力、審査の迅速化	外部委託、非金銭的パートナーシップ	高	2025 年 6 月 RFI
CNIPA	システムの効率化、大規模処理能力	内製、国内連携	低～中（管理下）	知的審査システム、AI 関連発明ガイドライン
EPO	審査の品質、一貫性	内製	非常に低い	Legal Interactive Platform (LIP), ANSERA
JPO	審査の品質、組織の能力向上	内製（計画的・段階的）	非常に低い	AI アクション・プラン、AI アドバイザー制度

この比較から、USPTO の新たな戦略が、シリコンバレー的な「破壊的イノベーション（Move Fast and Break Things）」の精神を公的機関に適用しようとする、壮大な社会実験であることがわかる。対照的に、EPO と JPO は、品質と法的安定性を最優先する「二度測り、一度で切れ（Measure twice, cut once）」という、より伝統的で慎重な哲学を堅持している。CNIPA は、両者の中間に位置し、国家の厳格な管理下で迅速な効率化を目指す、統制的なアプローチを採っている。この根本的な哲学の違いは、今後、各庁が付与する特許の信頼性や価値に、無視できない影響を与える可能性がある。

V. 新たな IP フロンティアの航海術：ステークホルダーへの戦略的提言

USPTO をはじめとする主要特許庁における AI 導入の加速は、もはや理論上の議論ではなく、日々の特許実務に直接的な影響を及ぼす現実である。出願人、企業内知財部門、そして特許法律事務所は、この不可逆的な変化に適応するため、従来の戦略を根本から見直す必要がある。以下に、これまでの分析に基づき、具体的かつ実行可能な戦略的提言を行う。

A. 出願戦略の見直し：AI による精査に最適化されたアプリケーションの作成

AI 審査システムは、自然言語処理技術を駆使して出願書類のテキストを機械的に解析する¹。これは、人間が読むことを前提としていた従来の明細書の書き方が、もはや最適ではない可能性を示唆している。AI による誤解釈や、意図しない先行技術の発見を避けるためには、「AI フレンドリー」な出願書類の作成が不可欠となる。

提言：

- **用語の統一と明確な定義**：発明の核心をなす構成要件や技術用語は、明細書全体を通じて完全に一貫した表現を用いるべきである。同義語や類義語の安易な使用は、AI がそれらを異なる概念として解釈するリスクを高める。重要な用語については、明細書の冒頭で明確に定義することが推奨される。
- **階層的かつ論理的な構造化**：発明の技術的特徴を、体系的かつ階層的に整理して記載することが重要となる¹。論理的な構造を持たせることで、AI が発明の本質を正確に把握しやすくなる。曖昧な表現や専門用語の不統一な使用は避けるべきである。
- **請求項の精密な表現**：AI 審査システムは請求項の各構成要件を詳細に分析するため、その文言は可能な限り一義的で、解釈の余地が少ない精密な表現を用いる必要がある¹。これにより、AI が先行技術との間に誤った対応関係を見出すリスクを低減できる。

B. 先行技術調査の新領域：出願前の AI ツール活用

USPTO が強力な AI ツールを用いてグローバルなデータベースを検索する以上、出願人側が従来の手法による先行技術調査のみに依存することは、大きなリスクを伴う¹。審査段階で AI によって予期せぬ先行技術が発見される事態を避けるためには、出願前に「AI 審査官の視点」で調査を行うことが不可欠である。

提言：

- **商用 AI 検索ツールの導入**：企業や法律事務所は、USPTO が使用しているものと同等以上の能力を持つ商用の AI 搭載型特許検索ツールを積極的に導入し、出願前の調査に組み込むべきである。これにより、AI が発見しうる先行技術を事前に予測し、それらを回避するクレームドラフティングや、それらに対する反論を予め準備することが可能になる¹。
- **グローバルかつ包括的な調査の実施**：USPTO の AI システムは、米国内外の特許文献や非特許文献を網羅的に検索対象とするため、出願人側の調査も同様にグローバルで包括的なものにする必要がある¹。特に、英語以外の言語で書かれた文献も、AI による機械翻訳を通じて審査対象となる可能性を念頭に置くべきである。
- **意匠出願における画像ベース調査**：意匠出願においては、DesignVision の導入により、画像ベースの調査が標準となった。出願人は、専門的な商用画像検索サービスを活用し、出願前に類似意匠の有無を徹底的に調査することが強く推奨される。

C. AI 拡張型審査官との対話：プロセキューションと面接戦術の適応

AI 支援審査の導入は、審査官とのコミュニケーションのあり方にも変化をもたらす。AI が生成した拒絶理由は、客観的なデータ分析（たとえそれが不正確であったとしても）に基づいているため、従来の経験則や説得に重きを置いた反論が通用しにくくなる可能性がある¹。

提言：

- **データに基づいた論理的な反論**：AI ベースの拒絶理由に対しては、感情論や抽象的な議論ではなく、論理的かつ客観的なデータに基づいた反論が求められる。例えば、AI が用語を誤って解釈している場合は、その用語が当該技術分野でどのように定義され、使用されているかを示す証拠（技術辞書、学術論文など）を提示することが有効である。
- **面接審査（Interview）の戦略的活用**：AI による審査が主流になっても、人間である審査官との直接対話の場である面接審査の重要性は、むしろ増大する可能性がある¹。面接は、AI システムでは捉えきれない発明の背景にある技術的なニュアンスや貢献の意義などを審査官に直接伝える絶好の機会となる。AI が誤って特定した先行技術との決定的な相違点を、図面などを用いて視覚的に説明することも極めて効果的である。面接を、AI の分析の「穴」を人間的な対話で埋めるための戦略的なツールとして活用すべきである。

D. 長期的展望：特許エコシステムにおける完全な AI 統合の未来への備え

USPTO の現在の動きは、AI が特許エコシステムのあらゆる側面に深く統合される未来への序章に過ぎない。知的財産の創出、保護、活用の全てにおいて AI が中心的な役割を果たす時代を見据え、長期的な視点での準備が求められる。

提言：

- **IP プロフェッショナルの AI リテラシー向上**：企業内知財部門や法律事務所は、所属する専門家に対して、AI 技術の基礎、その能力と限界、そして IP 実務への応用に関する継続的な教育・研修プログラムに投資すべきである。
- **USPTO の動向の継続的な監視**：USPTO の AI 戦略、特に RFI の進捗状況や新たなツールの導入に関する情報を常に注視し、その実務への影響を迅速に分析できる体制を構築することが重要である。
- **ビジネスモデルの再評価**：AI による単純作業の自動化が進む中で、法律事務所や IP サービスプロバイダーは、自社の付加価値がどこにあるのかを再定義する必要がある。高度な戦略的助言、複雑な法的判断、そして創造的な問題解決能力といった、人間にしか提供できない価値の重要性が一層高まるだろう¹。

結論：岐路に立つ米国特許商標庁

米国特許商標庁（USPTO）による生成 AI の導入推進は、イノベーションの歴史における画期的な出来事であると同時に、100 年以上にわたる特許制度の伝統に対する最もラディカルな挑戦でもある。増え続ける出願件数と技術の複雑化という現代的な課題に対応するためのこの取り組みは、必要不可欠な進化であることは間違いない。成功すれば、審査期間の大幅な短縮、バックログの解消、そして審査品質の一貫性向上といった、計り知れない利益を米国のイノベーションエコシステムにもたらすだろう。

しかし、本レポートが明らかにしてきたように、その達成への道筋は、極めて大きなリスクと不確実性に満ちている。政権交代による急激な方針転換は、USPTO の AI 戦略から一貫性と予測可能性を奪い、より高リスクなアプローチへと傾斜させた。その象徴である 2025 年 6 月の RFI は、「非金銭的対価」と「IP の全面譲渡」という異例の条件を提示することで、官民連携のあり方に根本的な問いを投げかけている。この大胆な賭けは、最高の技術パートナーを惹きつける代わりに、プロジェクトの質そのものを危うくする「レモン市場」を生み出す危険性ははらんでいる。

技術的な側面でも、AI の「ハルシネーション」や「ブラックボックス」性といった課題は、特許審査という法的に厳格なプロセスとは本質的に相容れない側面を持つ。AI が生成した誤った情報に基づく行政処分は、個々の出願に不利益をもたらすだけでなく、特許権の法的安定性を揺るがし、制度全体への信頼を損なう可能性がある。これらのリスクを管理する最後の砦は、

AI の判断を批判的に吟味し、最終的な責任を負う人間、すなわち審査官の存在である。しかし、効率化という至上命令の下で、その監督機能が形骸化する懸念は常に付きまとう。

欧州や日本が品質維持を重視し、着実に段階的な AI 導入を進める中で、USPTO が選択した道は、良くも悪も「アメリカ的」な、ハイリスク・ハイリターンへの挑戦と言える。この実験の成否は、今後数年間で明らかになるだろう。その結果は、単に USPTO の業務効率を変えるだけでなく、知的財産の価値、発明の定義、そしてイノベーションを促進するという特許制度の根源的な役割そのものに影響を及ぼす。

IP ステークホルダーは、この変革の時代を、単なる脅威としてではなく、新たな機会として捉えるべきである。AI の能力を理解し、それを自らの戦略に組み込み、AI がもたらす新たな課題に創造的に対応していくこと。それこそが、この不確実な未来を航海するための唯一の羅針盤となる。USPTO は今、岐路に立っている。その選択が、米国の、そして世界のイノベーションの未来をどのように形作っていくのか、我々は固唾を飲んで見守る必要がある。

引用文献

1. 米国特許庁の生成 AI 活用調査 Gemini.docx
2. China National Intellectual Property Administration Media Perspective Inside China's IP Progress: A FiveYear Review (2021-2025), 8 月 22, 2025 にアクセス、https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/7/23/art_2975_200748.html
3. China National Intellectual Property Administration What's New ..., 8 月 22, 2025 にアクセス、https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/4/25/art_3090_199315.html
4. Leveraging AI to Empower Patent Examination and Search- WIPO, 8 月 22, 2025 にアクセス、https://www.wipo.int/edocs/mdocs/wild/en/wild_1/wild_1_t07_1.pdf
5. China Releases Guidelines for AI Related invention patent applications | DLA Piper, 8 月 22, 2025 にアクセス、https://www.dlapiper.com/insights/publications/2025/02/china_-releases-guidelines-for-ai-related-invention-patent-applications
6. USPTO announces new Artificial Intelligence Strategy to empower responsible implementation of innovation, 8 月 22, 2025 にアクセス、https://www.uspto.gov/subscription_-center/2025/uspto_-announces-new-artificial-intelligence-strategy-empower-responsible
7. America's AI Action Plan- The White House, 8 月 22, 2025 にアクセス、https://www.whitehouse.gov/wp_-content/uploads/2025/07/Americas_-AI-Action-Plan.pdf
8. Automated Solutions (Including Artificial Intelligence) for USPTO - SAM.gov, 8 月 22, 2025 にアクセス、<https://sam.gov/opp/325520a29f764f0a93eaf134e412e6b1/view>
9. USPTO Issues RFI for AI Tools for Enhanced Patent & Trademark Processes ExecutiveGov, 8 月 22, 2025 にアクセス、https://www.executivegov.com/articles/uspto_-rfi-ai-tools-patent-trademark-

processes

10. USPTO issues RFI seeking use of AI tools at "low cost or no cost": r/patentlaw - Reddit, 8 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.reddit.com/r/patentlaw/comments/1lkauv9/uspto_issues_rfi_seeking_use_of_ai_tools_at_low/
11. China National Intellectual Property Administration Media ..., 8 月 22, 2025 にアクセス、
https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/4/30/art_2975_199445.html
12. 国家知识产权局规划成果知识产权分规划实施中期评估报告摘编, 8 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/31/art_3374_191549.html
13. CNIPA June 2025 Press Conference: Central Rectification of 35 Firms with Large Number of 'Abnormal' Patent Applications; Explore Use of AI in Patent Examination - China IP Law Update, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.chinaiplawupdate.com/2025/06/cnipa-june-2025-press-conference-central-rectification-of-35-firms-with-large-number-of-abnormal-patent-applications-explore-use-of-ai-in-patent-examination/>
14. 国家知识产权局助推人工智能技术应用与发展 (法治日报), 8 月 22, 2025 にアクセス、
http://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/25/art_55_199323.html
15. 中国 IPG における AI 活用調査委員会の活動概要について, 8 月 22, 2025 にアクセス、
https://japio.or.jp/00yearbook/files/2021book/21_1_09.pdf
16. 智慧芽最新技术报告: 揭秘专利大模型为何能在知产领域超越 GPT-4?, 8 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.zhihuiya.com/news/info_3279.html
17. Navigating AI patent applications in China: Key insights from CNIPA's new examination guidelines - Hogan Lovells, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.hoganlovells.com/en/publications/navigating-ai-patent-applications-in-china-key-insights-from-cnipas-new-examination-guidelines>
18. 「中国における人工知能(AI)関連発明特許出願ガイドライン (試行版)」 & 「速報 中国 2024 年度知財統計データ」 | 最新 IP 情報, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.itohpat.co.jp/ip/2481/>
19. 中国 | A I 関連発明出願のための指針 (試験版) が公表される - Spruson & Ferguson, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.spruson.com/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%EF%BD%9C%EF%BD%81%EF%BD%89%E9%96%A2%E9%80%A3%E7%99%BA%E6%98%8E%E5%87%BA%E9%A1%98%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E6%8C%87%E9%87%9D%EF%BC%88%E8%A9%A6%E9%A8%93%E7%89%88%EF%BC%89/>
20. Prosecuting AI-related patents in China | Global law firm | Norton Rose Fulbright, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.nortonrosefulbright.com/en/knowledge/publications/6090af60/prosecuting-ai-related-patents-in-china>
21. 国家知识产权局办公室关于开展“人工智能+”知识产权信息公共服务应用场景建设的通知, 8 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202506/content_7030006.htm
22. 国家知识产权局 2022 年 6 月例行新闻发布会, 8 月 22, 2025 にアクセス、

- <https://www.cnipa.gov.cn/col/col2930/index.html>
23. Nanjing's Intellectual Property Protection Center Bans the Use of Generative AI in Drafting Patent Application Documents Submitted for Pre-Examination - China IP Law Update, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.chinaiplawupdate.com/2025/06/nanjings-intellectual-property-protection-center-bans-the-use-of-generative-ai-in-drafting-patent-application-documents-submitted-for-pre-examination/>
 24. Quality at the EPO | epo.org - European Patent Office, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.epo.org/en/about-us/services-and-activities/quality>
 25. EPO Quality Action Plan 2025 - Weldon O'Brien, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://weldonobrien.ie/epo-quality-action-plan-2025/>
 26. Quality Action Plan 2025 | epo.org - European Patent Office, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.epo.org/en/news-events/news/quality-action-plan-2025>
 27. Strategic Plan 2028 | epo.org - European Patent Office, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.epo.org/en/about-us/office/strategic-plan-2028>
 28. Quality Action Plan 2025 | epo.org - European Patent Office, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.epo.org/en/about-us/services-and-activities/quality/quality-action-plan>
 29. EPO v. USPTO : r/patentexaminer - Reddit, 8 月 22, 2025 にアクセス、
https://www.reddit.com/r/patentexaminer/comments/li7s02g/epo_v_uspto/
 30. MyEPO services: launch of groundbreaking AI-powered legal search tool | epo.org, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.epo.org/en/news-events/news/myepo-services-launch-groundbreaking-ai-powered-legal-search-tool>
 31. OKComputer: the EPO's New Generative AI Legal Interactive platform | Kluwer Patent Blog, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://legalblogs.wolterskluwer.com/patent-blog/ok-computer-the-epos-new-generative-ai-legal-interactive-platform/>
 32. Interact with us on your files | epo.org - European Patent Office, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.epo.org/en/applying/myepo-services/interact>
 33. Japan Patent Office published JPO Status Report 2025 | Abe, Ikubo & Katayama, 8 月 22, 2025 にアクセス、
<https://www.aiklaw.co.jp/en/whatsnewip/2025/03/31/5341/>